

生駒市訓令甲第3号

生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年5月31日

生駒市長 山下 真

生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する訓令

生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和47年12月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第3項中「102,100円」を「135,000円」に改める。

第4項の表中「17,200円」を「18,600円」に、「124,400円」を「135,000円」に、「139,100円」を「140,500円」に、「197,000円」を「185,000円」に、「254,000円」を「257,000円」に、「105,400円」を「106,500円」に、「177,000円」を「161,000円」に、「247,000円」を「250,000円」に、「80,800円」を「80,900円」に、「162,000円」を「143,000円」に、「242,000円」を「243,000円」に、「56,800円」を「56,900円」に、「147,000円」を「126,000円」に、「237,000円」を「238,000円」に改める。

第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

第5 前項の規定にかかわらず、園児に小学校1年生の兄又は姉がいる場合の補助金の額及び補助限度額は、次の表によることができる。

対 象 範 囲	補 助 金 の 額	補 助 限 度 額 (年額)	
		1 人 就 園 の 場 合 及 び 同 一 世 帯 か ら 2 人 以 上 就 園 し て い る 場 合 の 最 年 長 者 (第 2 子)	同 一 世 帯 か ら 2 人 以 上 就 園 し て い る 場 合 の 第 2 子 以 外 の 園 児 (第 3 子 以 降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	入園料及び保育料 の合計額	156,000円	170,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		125,000円	143,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が18,600円以下となる世帯		102,000円	122,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が135,000円以下となる世帯		80,000円	103,000円

備考 この表を適用した園児と同一世帯に属する園児に係る補助金の額及び補助限度額の算出については、前項の表を適用することができない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成18年度以後の年度分の就園奨励費補助金について適用し、平成17年度までの就園奨励費補助金については、なお従前の例による。